

運用指針

第2条①-ロ

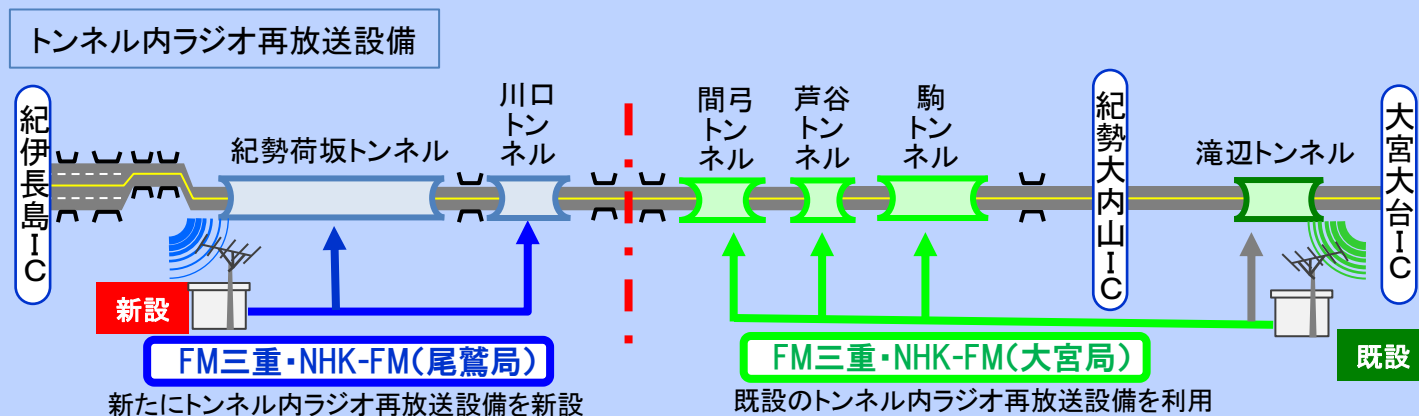
現場特有の状況に対応するための創意工夫

ラジオ再放送受信装置の設置の見直し

キ イ ナガシマ キ セイオオウチャマ
(紀勢自動車道 紀伊長島IC～紀勢大内山IC)

当初計画

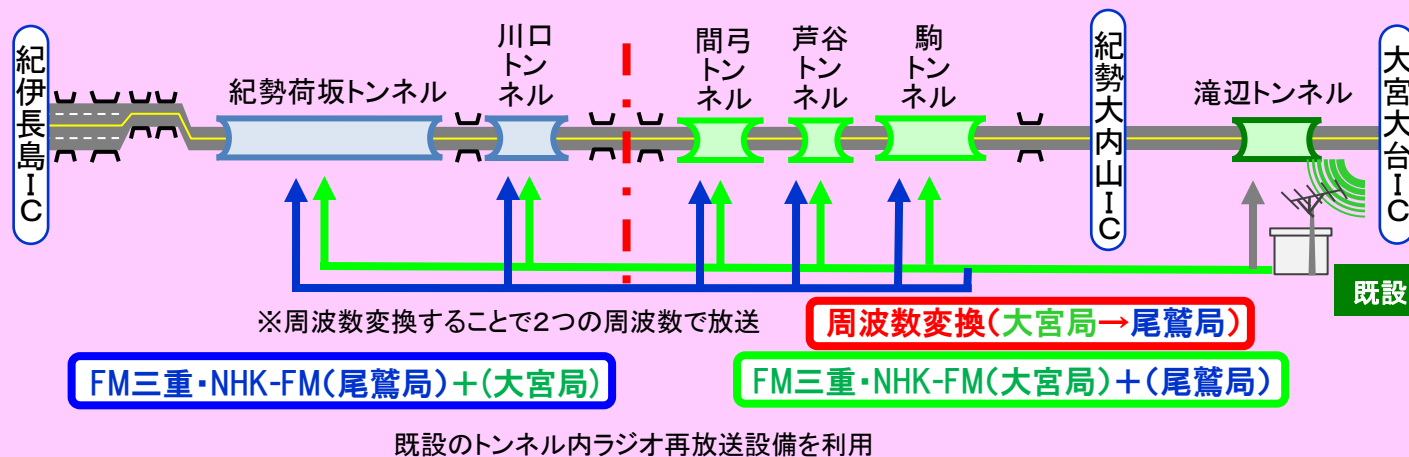
- ・同じ放送局のFM受信周波数が2つ(大宮局・尾鷲局)存在
- ・間弓トンネルと川口トンネルの付近が受信周波数の境界



大宮局側は既設ラジオ再放送受信装置を活用し、尾鷲局側は新たにラジオ再放送受信装置を設置する計画

経営努力による変更

- ・既設ラジオ再放送受信装置(大宮局)にて受信した電波を周波数変換し、通信線により送信し、紀伊長島ICまでの全てのトンネルで利用
- ・全てのトンネルで大宮・尾鷲両局の周波数で放送を実施し、利用者の利便性向上を図る



既設ラジオ再放送受信装置を利用することで、新たなラジオ再放送受信装置の設置費用を削減

紀勢自動車道(紀伊長島IC～紀勢大内山IC)位置図

紀勢自動車道(紀伊長島IC～紀勢大内山IC)の路線概要

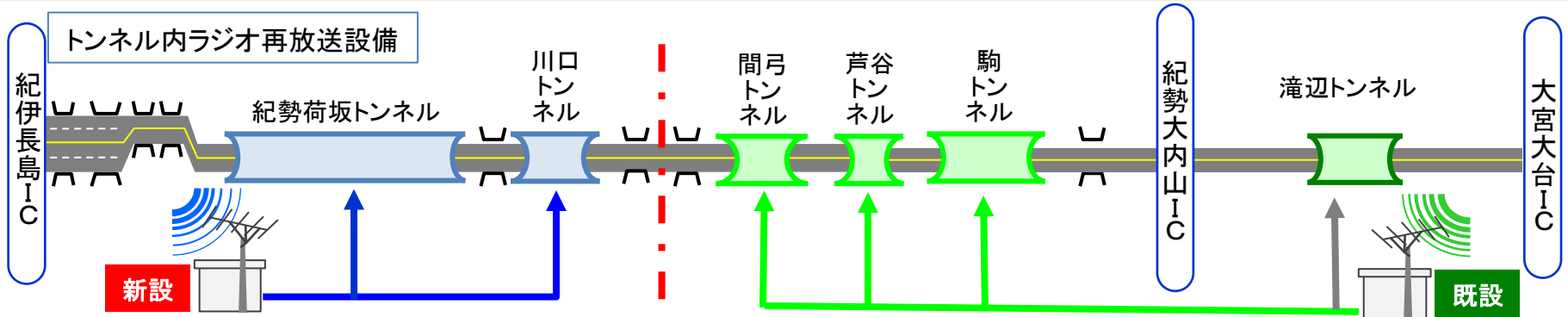
- ・紀勢自動車道は、勢和多気JCT～尾鷲北ICまでの延長約55.3kmの高速自動車国道であり、勢和多気JCT～紀伊長島IC(約34.1km)をNEXCOが有料道路方式にて、紀伊長島IC～尾鷲北IC(約21.2km)を国土交通省が新直轄方式により整備
- ・紀勢大内山IC～紀伊長島IC(約10.3km)がH25.3.24に開通
- ・災害や異常気象などの際に、並行する国道42号の代替ルートとして交通機能の確保が図られるほか、救急医療の支援、地域産業の振興、物流の効率化、観光などの発展に寄与



【当初計画】紀勢大内山IC～紀伊長島IC間の トンネル内ラジオ再放送受信装置

○紀勢大内山IC～紀伊長島IC間のトンネル内ラジオ再放送

- ・同じ放送局のFM受信周波数が2つ(大宮局・鷲尾局)存在し、間弓トンネルと川口トンネルを付近を境に受信可能な周波数が異なる
- ・トンネル内ラジオ再放送受信装置はトンネルの場所で受信可能な周波数毎に設置するのが一般的



新たにトンネル内ラジオ再放送設備を新設

既設のトンネル内ラジオ再放送設備を利用

(尾鷲局)
FM三重 80.4MHz
NHK-FM 84.5MHz



FM空中線



FM受信装置

(大宮局)
FM三重 83.2MHz
NHK-FM 84.1MHz

当初計画:大宮局側は既設ラジオ再放送受信装置を活用し、尾鷲局側は新たにラジオ再放送受信装置を設置する計画

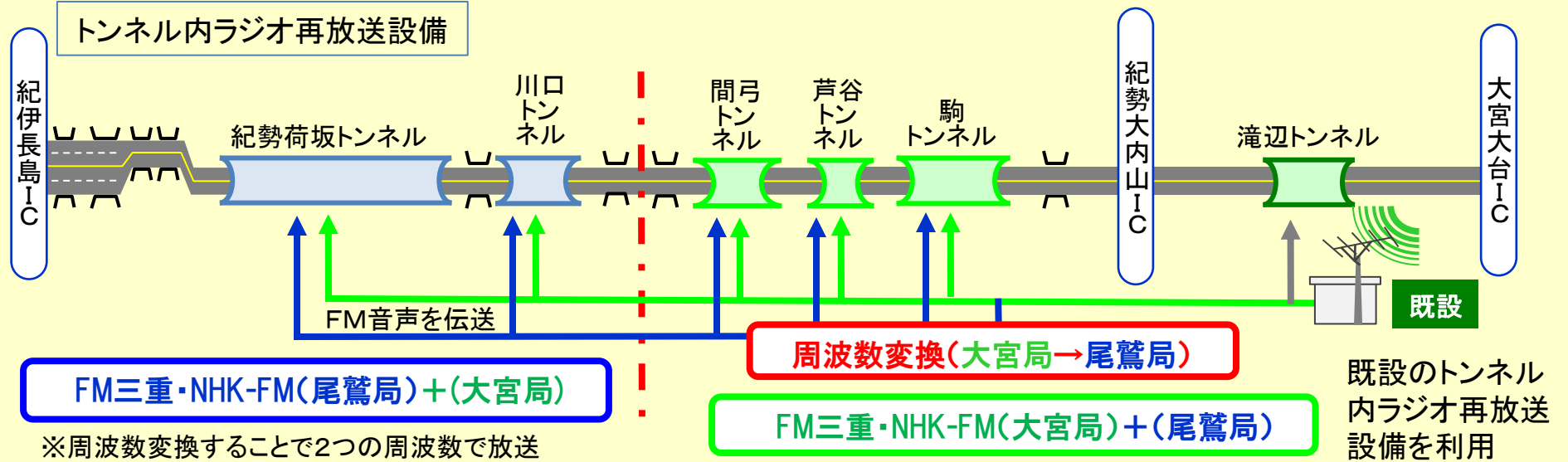
既設ラジオ再放送受信装置の有効利用について検討

更なるコスト縮減を図るため、ラジオ再放送システムについて検討

既設ラジオ再放送受信装置(大宮局)の有効活用について検討

・尾鷲局側の対象は2トンネルとなるため、新たにラジオ再放送装置を設置することは不経済

・既設ラジオ再放送受信装置(大宮局)にて受信した電波を通信線により送信し、周波数変換(大宮局→尾鷲局)した放送も送信することで、全トンネルで大宮・尾鷲両局の周波数でFM受信が可能かを検討



■有効活用にあたっての課題

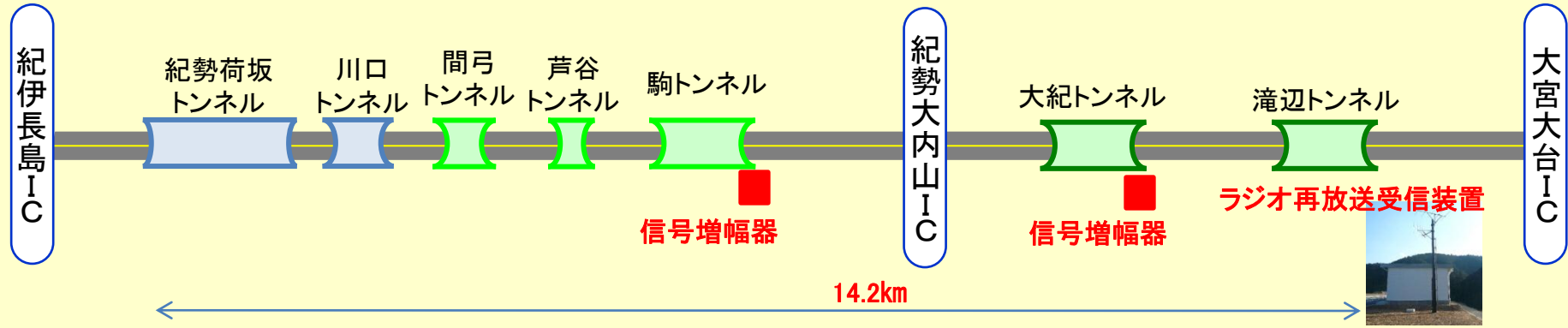
受信地点から放送場所までの伝送品質は確保できるか

既設ラジオ再放送受信装置の有効利用の課題

伝送品質の確保

・既設ラジオ再放送受信装置から10km以上の長距離伝送となることから、2箇所で信号増幅機器を設置し、伝送される信号の品質を確保

※更に、大宮局・尾鷲局両方の周波数で放送することで、利用者の利便性も向上



見直しの経緯

- 平成20年 3月 受信装置新設を前提として基本設計 (電波測定・配置計画)を実施
- 平成23年 3月 変更協定締結(会社・機構)
- 平成23年 7月 既設装置の活用を検討し、設計を見直し(詳細設計)



紀勢荷坂トンネル



周波数変換機器
信号増幅器

既設ラジオ再放送受信装置を利用することで、新たにラジオ再放送受信装置を設置する費用の縮減

既設ラジオ再放送受信装置を利用することで新たなラジオ再放送受信装置の設置を削減したことは、適正に品質・安全性を確保しつつ、**現場特有の状況に対応するための創意**である。

運用指針第2条第1項第1号ロに適合

《申請された会社の経営努力》

既設ラジオ再放送受信装置を利用することで
新たにラジオ再放送受信装置の設置費用を縮減

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針（抜粋）

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減（適正な品質や管理水準を確保したものに限る。）について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

① 次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

ロ 申請の対象である現場特有の状況に対応するための創意工夫